

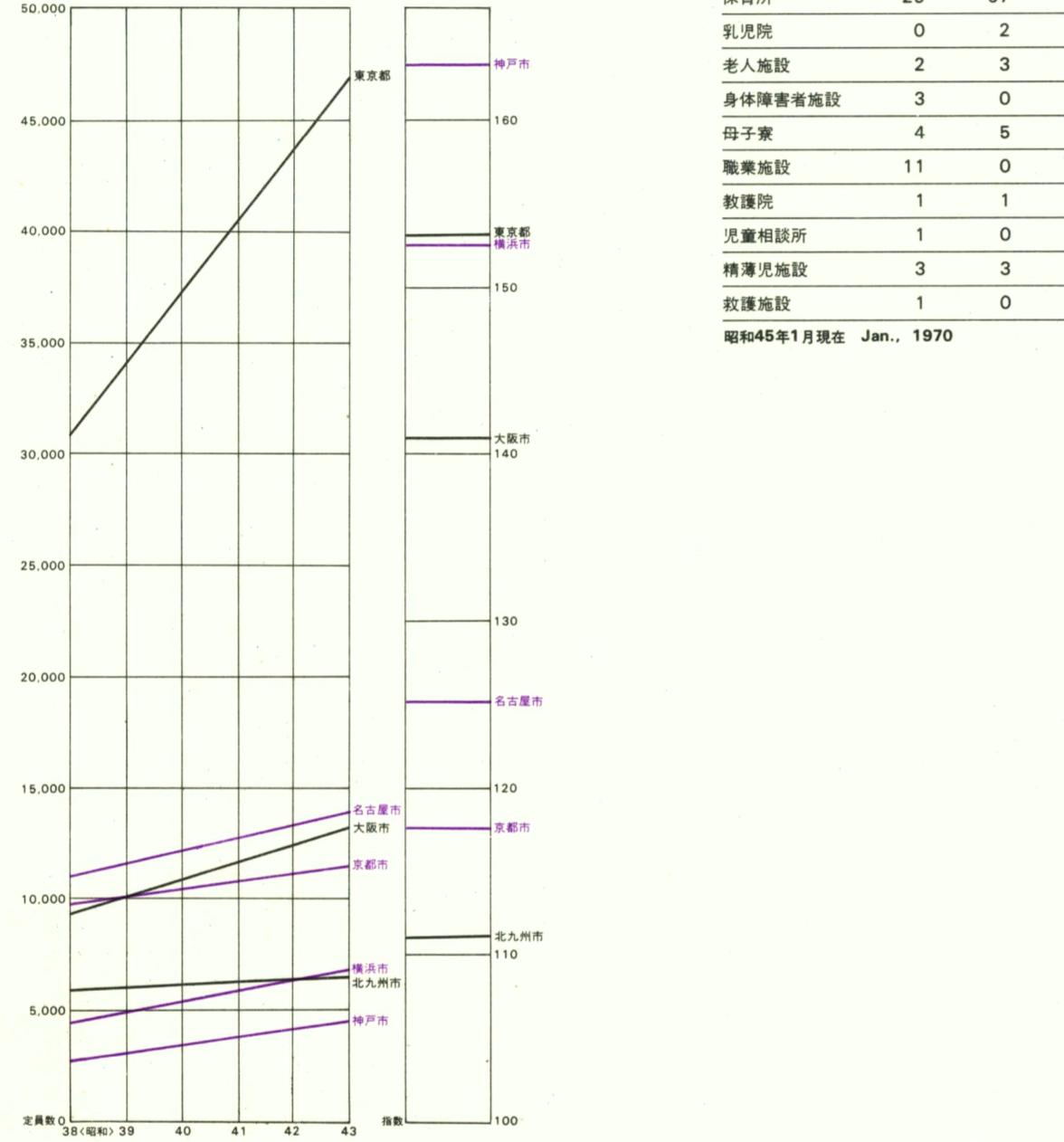
市民生活を守るための福祉施設には、乳児院・保育所・母子寮・老人ホーム・精神障害者(児)施設・肢体不自由児施設・身体障害者施設・救護施設・教護院等多種多様な施設がある。そして、これらの施設は対象者の程度に応じて、また地域性を考慮して系統的に整備されることが要求されている。

本市における福祉施設の現況は、今日においても他都市のレベルに達しないものがある。そこで、本市では「子供を大切にする市政」「だれでも住みたくなる都市づくり」を市政の二大重点施策とし、福祉行政を強力に推進してきた。その結果例えは、保育所については39年当市立7カ所、私立54カ所、計61カ所であったものが、45年1月には市立25カ所、私立67カ所、計92カ所と整備が進みつつある。そのほか、他都市にも少数ない肢体不自由児・言語障害児通園施設の設置、さらに総合福祉センター等各種施設が整備されつつある。

一方、今後ますます、これら社会福祉施設の充実が必要となってこようが、その需要を満たすには用地取得が最大の課題となっている。そのため、各種施設の新設にあたっては、土地の高度利用と施設の効率的な運営を充分考慮し、総合的な福祉施設として建設することに

なろう。

保育所定員の推移 他都市比較
Transition in Capacities of Day Nursery
Compared with Other Cities



★—— 福祉事務所 Welfare Office

—— 福祉事務所管轄区域 Jurisdiction of Welfare office

*—— 私立保育園 Private Day Nursery

□—— 公立保育園 Public Day Nursery

◎—— 职業施設 Vocational Facility

▲—— 老人施設 Home for Old People

●—— 乳児院 Infan Home

◆—— 身体障害者施設 Facility for the Physically Handicapped

○—— 母子寮 Home for Mothers and Children

◆—— 教護院 National Institute of Juvenile Correction

◆—— 児童相談所 Child Consultation Center

■—— 精薄者児施設 Facility for Feeble Minded Adults and Children

●—— 救護施設 Medical Relief Station

●資料: 横浜市民生局青少年部福祉課 昭和45年3月現在。

